

〔『検2年付』と表示することの可否〕

Q. 当社では、車検証の有効期限が切れている中古車については、法律で定める24ヶ月点検整備を実施し、車検を通してから納車しています。そのため、車検証の有効期限として「検2年付」と表示してもよいですか？





A. 「検2年付」と表示した場合、実際には、表示価格に車検取得に伴い必要となる「保険料や税金、登録に伴う費用等」は含まれていないにもかかわらず、全てが含まれているかのような誤認を消費者に与えるおそれがあるため、行わないでください。

車検証の有効期限が切れている中古車は、車検証の有効期限の表示として、「検切れ」、「検無」等、車検証の有効期限が切れていることが分かるように表示をすることが必要です。

なお、現金価格（車両価格）に、法定24か月点検整備費用を含めた上で、新規に車検を取得して販売する旨の表示として、「車検整備付」と表示することは可能ですが、この場合も「車検証の有効期限が切れているため、車検整備（法定24か月点検整備）を実施して販売する」旨を付記するなどして、車検証の有効期限を表示する必要があります。

【正しい広告表示の例】

★ 充実のカーライフは〇〇〇オートで！ ★

 現金価格 97万円 スカーレット1.5S 初度登録H29年 グリーン 車検整備付 80千キロ [733]	 現金価格 85万円 ヒラカワ1.5G 初度登録H28年 イエロー R3年12月 60千キロ [455]	 現金価格 51万円 スモールB 初度登録H25年 ブルー R4年6月 80千キロ [333]	 現金価格 48万円 スモールA 初度届出日20年 レッド 車検整備付 30千キロ [248]
---	---	---	---

◆全車修復歴なし ◆全車6ヵ月5千kmの保証付（部分保証）
◆全車定期点検整備有（納車時）、整備費用を価格に含みます
★「車検整備付」：車検証の有効期限が切れているため、法定24ヶ月点検整備を実施して販売いたします。

[〇〇〇]：車台番号下3桁 ※全車リサイクル料金預託済。価格には預託金相当額が含まれていない為別途申し受けます。
※保険料、税金（消費税除く）、登録等に伴う費用は別途申し受けます。

【表示のポイント】

車検証の有効期限に代えて「車検整備付」と表示する場合、販売価格に法定24ヶ月点検整備費用を含めた上で、「車検証の有効期限が切れているため、車検整備（法定24ヶ月点検整備）を実施して販売する」旨を表示